

●香川県告示第29号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年1月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

指 定 年 月 日	事 業 所（ 施 設 ） の 名 称 及 び 所 在 地	事 業 者（ 開 設 者 ） の 名 称 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類
平成23年12月1日	つどい介護サービス 丸亀市西平山町110番地1	株式会社つどい 丸亀市西平山町110番地1	訪問介護 介護予防訪問介護
平成23年12月7日	デイサービスセンター せ とうち 三豊市詫間町松崎2780番地 159	株式会社せとうち福祉サー ビス 三豊市詫間町詫間581番地 11	介護予防通所介護
平成23年12月15日	バイス デイサービスセン ター 歩・いっぽ 綾歌郡宇多津町浜五番丁66 番地3	有限会社バイス 綾歌郡宇多津町浜五番丁66 番地3	介護予防通所介護